七　飯　町

議会だより

No.212
令和３年２月

令和２年 第４回定例会

防災行政無線がデジタル化、町内全域に整備
ー 防災行政無線整備等事業業務委託契約を可決 ー

令和２年第４回定例会は、12月８日に招集され、会期を10日までの３日間と決め、開催されました。

防災行政無線整備等事業業務委託契約をはじめ、令和２年度一般会計補正予算など議案11件を審議しました。

一般質問では５人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、各常任委員会より所管事務調査の報告書、議会活性化特別委員会より中間報告書の提出がありました。

また、議員提出議案として、第５次七飯町総合計画に関する調査特別委員会設置に関する決議、国や関係機関へ要請する意見書１件について審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

審議結果

区分		結果	番号	議件名等	継続審査・調査
議案	条例改正	◎	議案第59号	地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
		◎	議案第60号	七飯町国民健康保険税条例の一部改正について	
	その他	◎	議案第61号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について〔七飯町大沼国際セミナーハウス・七飯町大沼森林公園〕	
		◎	議案第62号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について〔七飯町精神障害者通所授産施設（ぽぽろ館）〕	
		○	議案第63号	防災行政無線整備等事業業務委託契約について	
	補正予算	◎	議案第64号	令和２年度七飯町一般会計補正予算（第８号）	
		◎	議案第65号	令和２年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	
		◎	議案第66号	令和２年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	
		◎	議案第67号	令和２年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）	
		◎	議案第68号	令和２年度七飯町水道事業会計補正予算（第３号）	
		◎	議案第69号	令和２年度七飯町下水道事業会計補正予算（第１号）	
	意見書等	◎	発議案第11号	特別委員会設置に関する決議〔第５次七飯町総合計画に関する調査特別委員会〕	
		◎	発議案第12号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書	
その他		報告済		各常任委員会報告〔経済産業常任委員会、総務財政常任委員会〕	
		報告済		特別委員会報告〔議会活性化特別委員会中間報告〕	
		報告済		出納検査報告	
		承認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎＝全員一致で可決　○＝賛成多数で可決　●＝賛成少数で否決　×＝賛成なしで否決

主な内容

◇審議して決まったこと……P.20
◇監査報告……P.21
◇一般質問……P.21
◇経済産業常任委員会報告……P.24
◇総務財政常任委員会報告……P.25
◇議員出席状況……P.25
◇議会活性化特別委員会中間報告……P.26

減らそう ゴミ！ 増やそう 資源！

令和2年第4回定例会

審議して決まったこと

条例改正

◆地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

地方税法の一部改正に伴い、3本の条例の延滞金特例割合に係る文言の改正

令和3年1月1日施行

◆七飯町国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の軽減判定所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げる等の改正

令和3年1月1日施行

その他

◆防災行政無線整備等事業業務委託契約

同報系防災行政無線システムの整備、親局、遠隔制御装置、屋外子局、戸別受信機、デジタルサイネージの整備

▽契約の方法

一般競争入札

▽契約金額

6億8千334万2千円

▽契約の相手方

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北

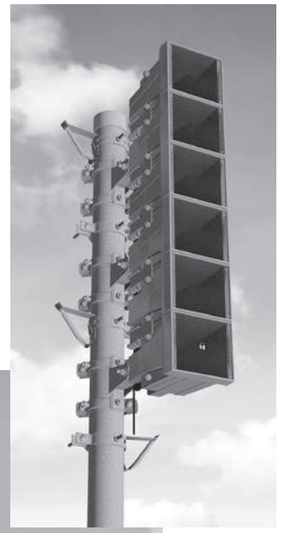

右／今後設置予定の屋外拡声器

下／新たな戸別受信機

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定

公の施設に係る指定管理者の指定について、次のとおり可決しました。

公の施設の名称	①七飯町大沼国際セミナーハウス ②七飯町大沼森林公園	七飯町精神障害者通所授産施設（ぽぽろ館）
公の施設の位置	亀田郡七飯町字大沼町127番地1	亀田郡七飯町鳴川5丁目348番地3
指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者	亀田郡七飯町字大沼町127番地1 一般財団法人北海道大沼国際交流協会　理事長　中宮　安一	亀田郡七飯町字中野210番地1 社会福祉法人ななえ福祉会 理事長　馬場　修一
指定管理期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	

補正予算

◆令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

本町上台団地・桜B団地長寿命化改修工事等の追加、決算見込み等による追加及び減額補正

◆令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

国民健康保険システム改修、人事異動等に伴う人件費の追加等による補正

◆令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

後期高齢者医療広域連合納付金の追加による補正

◆令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）

介護保険サービスの各種利用者増減及び地域支援事業の利用者の増による補正

◆令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）

人事異動等に伴う減額及び取水浄水施設動力費の増による補正

◆令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

人事異動等に伴う減額による補正

第4回定例会、第5回臨時会で可決した補正予算

（単位：千円）

会計名		補正前	補正額	計
一般会計（第8号）		16,073,584	183,950	16,257,534
一般会計（第9号）		16,257,534	△56,731	16,200,803
国民健康保険特別会計（第3号）		3,331,355	21,826	3,353,181
後期高齢者医療特別会計（第2号）		439,242	3,511	442,753
介護保険特別会計（第2号）（保険事業勘定）		2,918,948	26,834	2,945,782
水道事業会計（第3号）（収益的支出）		452,905	1,200	454,105
水道事業会計（第4号）	収益的収入	521,405	△1,171	520,234
	収益的支出	454,105	△55	454,050
下水道事業会計（第1号）（収益的支出）		745,000	△750	744,250

発議案（意見書）

議員提出議案として意見書1件を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。

◎不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

令和2年 第4回 臨時会

11月24日

条例改正

◆職員の給与に関する条例の一部改正

令和2年人事院勧告に伴い職員の期末手当を減額するための条例改正

公布の日、令和3年4月1日からそれぞれ施行

令和2年 第5回 臨時会

12月22日

補正予算

◆令和2年度七飯町一般会計補正予算（第9号）

新型コロナウイルス感染症対策の追加、決算見込み等による減額補正

◆令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第4号）

水道料金システム改修委託料、一般会計繰入金の減額による補正

第5回臨時会で可決した新型コロナウイルス感染症対策事業

（単位：千円）

事業の概要	補正額
公共施設等での予防対策を進めるため、事務室、応接等にアクリルパーティションを設置、来客の多い公共施設の玄関などに非接触型体温計、自動手指消毒器を設置	9,917
「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」に対応した働き方の選択肢を増やすため、テレワーク用パソコンを購入	6,600
介護施設等でのクラスター発生を未然に防ぐため、新たに介護施設等へ入所・入居する方へのＰＣＲ検査を実施	1,600
商工会が実施する三密の解消や飛沫感染防止に係る店舗等の改修、設置備品の購入に要する費用を助成する事業を支援	12,600
小学校に消毒液、教科書ドリル、大型スクリーン、マグネットスクリーン、教師用デジタル教科書、加湿機能付き空気清浄器等の購入	17,954
中学校に消毒液、大型スクリーン、マグネットスクリーン、加湿機能付き空気清浄器等の購入	9,227

一般質問の原稿は、質問者が要約して掲載しています。
なお、詳細な質疑や答弁については会議録をご覧ください。

監査報告

例月出納検査

一般会計、各特別会計、各企業会計、歳入歳出外会計及び各基金に係る現金、預金等の出納保管状況を次のとおり検査した。

令和２年８月分：９月25日、28日、29日、30日
令和２年９月分：10月26日、27日、28日、29日
令和２年10月分：11月25日、26日、27日

検査結果

現金、預金等の金額並びに提出された収支計算書その他の資料に記載された金額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

監査委員
永田英利
神﨑和枝

Q 町内で実施計画をしている地域公共交通について
A できるだけスピード感を持って進めていく

平松俊一議員

Q 昨年4月19日、東京都豊島区池袋の路上で高齢者の運転する乗用車が暴走し、自転車の母子を死亡させた他に9人もの方々に重軽傷を負わせた事故は、まさに現代社会を象徴するような事故で、この事故以降免許返納者が増加した。

町長の施政方針では、高齢者や障害者などの交通手段として乗合タクシー、いわゆるデマンド交通に言及したことは何度もあり、ようやく一昨年庁内にプロジェクトチームを立ち上げたところであるが、その進捗状況について伺いたい。

①現段階で決定している内容について

②実証実験について

③今後の進め方・工程は。

④最終的にどのような形態を目指し、また、利用率を上げるための方策は。

⑤検討を進めた上で、必ず実施するのか。

A【政策推進課長】

①現段階の検討経過としては、プロジェクトチームで3つの実施案の検討を進めている。

②この冬に実証運行を目指して来たが、コロナの影響もあり、正確なデータの収集は難しいと考え、最適な実施時期を見極めている。

③今年度中に法定協議会を立ち上げ、議論を開始するため、本定例会に補正予算を提案する。

④デマンド型交通の運行を検討しており、法定協議会での議論を進めていきたい。

⑤足の確保が必要という町民のニーズもあるので、早急に進めてまいりたい。

Q 本町地域センター建て替え計画とスポーツセンターや町民プール、図書館など他施設の合築について伺いたい。

①民間主導（いわゆるＰＰＰ方式）で基本計画を立案すべきではないか。

②町の考え方は、補助金の高いものを中心に計画しようとしているが、本当に街の活性化に繋がり、町内民間事業者がそこで事業を行う考えで建設する施設や、町民が憩える利用しやすい施設が必要ではないのか。また、スポーツジムや書店などを取り込んで成功している自治体もあり、前もって事業展開希望者を募った上で、その方達に検討して貰う考えはないか。

③熱源に関し、文化センターや新施設と役場周辺施設等をひとまとめにした木質系バイオマスボイラーで熱供給を行い、必要な木質チップを町内で供給できる仕組みを構築し、雇用や事業の創出をすべきではないか。

A【副町長】

①民間主導で事業を行うと国の補助や交付金の対象外となるので、町が立地適正化計画を策定し、事業を行う方が最も有利なものとなる。そのため、ＰＰＰ方式は町にとって利点が少ないと思われる。

②町財政が厳しい折、補助金額が多くなる方向で進めている。『七飯町立地適正化計画』を立案中であり、その中で施設の建設地等を検討していきたい。

③熱供給をまとめる考え方は理解できるが、現時点では考えていない。

その他

◆閉会中の委員会活動の承認

発議案（決議）

◆議員提出議案として特別委員会の設置に関する決議を可決した。

第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会を設置

第５次七飯町総合計画後期基本計画に関する調査を行うため、議長を除く全員で構成する特別委員会を設置しました。調査が終了するまで閉会中も継続して調査を行います。

◎委員長　田村敏郎
○副委員長　稲垣明美

減らそう ゴミ！ 増やそう資源！

Q 学校給食の米飯の安全性について
A これからも安心・安全な学校給食を提供するため、引き続き指導を徹底していく

川村主税 議員

Q 10月28日㈬に函館市内の小学校で提供された学校給食の米飯に異物が混入する事故が発生した。この時は七飯町で発生したわけではないが、同じ製造業者によることなので、10月30日、11月2日の当町の学校給食の米飯については、違う製造業者で提供したというが、学校給食について今一度、安全、安心という点と米飯の提供に関する考えを伺いたい。

①新しく学校給食センターの完成時から現時点まで、米飯の異物混入の件数と原因、対策の時系列について

A【学校給食センター長】

①函館市内にある公益財団法人北海道学校給食会の指定工場で委託により製造されているが、平成27年4月以降の七飯町内への納入分について。

●平成27年度は2件で毛髪（原因不明）とテフロン被膜片（米飯食缶内側のテフロン加工の剥がれ）

●平成28年度は2件で小魚の一部（原因不明）と木片（製造工場の木製スロープの一部）

●平成29年度は1件で米飯の着色（原因不明）

●平成30年度は1件で繊維片（工場内にあるパン製造設備内のベルト交換に伴い、廃棄されたベルトの一部が混入）

●令和元年度は1件で毛髪（原因不明）

●令和2年度は現時点では0件

対策については、従来よりX線探知機が設置されているほか、混入事故発生の都度、目視確認や洗浄、清掃の徹底を指導しているが、平成31年1月に七飯町外の学校に納入された米飯に危険物である金属片が混入したことから工場においては、平成31年2月に新たに監視カメラの設置と金属探知機の導入を行っている。

また、危険物が混入した時には、工場内の機械設備の点検、分解、洗浄のほか、函館市保健所による立ち入り検査を行い、試験炊飯を実施し、安全性が確認された後に稼働を再開しているが、七飯町も立ち入り検査を含め、実地調査に参加している。

Q ②米飯を外部に委託することになった経緯について

A【学校給食センター長】

②平成12年12月より継続して米飯を納入している。旧学校給食センターには炊飯設備がなく、新たに建て替えをするに当たっては、場所や規模など様々な事項を検討し、七飯町立学校給食センター整備計画を作成している。学校給食センターの炊飯機能については、施設が大型化し、ライフサイクルコストの低減に繋がらないことが懸念されたことから、引き続き委託によって対応している。

Q ③学校給食について定期的に保護者、PTAと話す機会を設けているか。

A【学校給食センター長】

③町内の小中学校及び義務教育学校長とPTA会長ほか、有識者で構成される七飯町学校給食センター運営委員会を設置し、年2回の会議を実施している。

【その他の質問事項】

「選挙の投開票に伴う新型コロナウイルス感染症対策について」

Q 田園通り、高台通りなど桜の街路樹による亀裂問題について
A 道路の機能を確保することを大前提として景観の確保も含め検討したい

上野武彦 議員

Q 田園通り、高台通りや七飯高校前の七飯駅前通りに植栽されている街路樹の根の伸長肥大によってアスファルトに亀裂が発生して、通行にも支障をきたしている。田園通り、高台通りには約250本の桜が植栽されているが、約45％が歩道に亀裂を発生させている。七飯駅前通りは若木が多いことから歩道の亀裂は13本程度となっている。今後桜の木の成長に伴い、歩道の破壊が一層進むものと思われる。そこで以下の点について伺いたい。

田園通りの歩道には亀裂が発生している

①前述の事態について町は認識していたのか。

②町は、歩道の一部に桜の木を植栽するにあたって、専門家の意見や植栽例の調査を行っているのか。

③桜の木の成長に伴って一層歩道の破壊が進むものと思われるが、せっかくの景観を維持しながら、今後、どのように対応していこうと考えているのか。

A【土木課長】

田園通りに関しては、平成9年度から平成12年度までの4年間は七飯町が植栽し、高台通りに関しては平成15年度に北海道が施工している。

田園通りに関しては211本があり、ソメイヨシノが123本で58％、エゾヤマザクラが88本で42％。高台通りに関しては、ソメイヨシノが53本となっている。

①週に1回は町内全体の町道をパトロールしており、桜の消毒を毎年しているので状況は把握している。

②当時の書類が残っていないが、当時担当した方に経緯を伺ったところ、樹木医に生育に関する調査を行ったが、植樹桝に桜の植樹を行うことに関しては当時としては植栽例も少なく、そのことについては意見を伺っていないということであった。施工後から現在までの状況を考えると、街路の植樹桝に桜を植栽することは不適当だったと思われる。

③樹種との因果関係や樹木の発育や根の発育状況を経過観察中である。考えられる対処としては、伐採、剪定、間引き、街路樹の樹種の変更、移植などが考えられる。本路線については、桜の植栽は、道路の路肩の空き地などへ移植し、植樹桝の植栽については樹種の変更が妥当ではないかと思われる。今後の対処方法については、道路の機能を確保することを大前提とすることが大事で、景観の確保をどこまで維持できるかを含め十分検討していきたいと考えている。

【その他の質問事項】

「立地適正化計画について」、「道の駅ななえの費用対効果について」

Q 道の駅ないろ・ななえの隣接地に建設予定の「温浴施設」について
A 今後のスケジュールについては、当初より1年程度ずれ込む見込み

若山雅行 議員

Q 道の駅の隣接地に建設予定の「温浴施設」について伺いたい。

①企業誘致の発端は。

②民間企業の正式名称及び関連企業の名称は。

③遅れている理由は。

④道の駅との連携は。

⑤連絡通路等の負担は。

A【経済部長】

①民間企業の方から宿泊施設を建設したいので七飯町のどこかに用地はないかとの話を受けたのが発端。

②計画している民間企業の正式名称は、農地所有適格法人である「合同会社エル・ファーム」で、関連企業は母体の「エル電株式会社」。現段階では、運営等は同じ法人で近隣の農業者にも協力を依頼しながら「合同会社エル・ファーム」の職員が在住し対応すると伺っている。

③遅れている理由は、温泉ボーリング工事の経費に対する北海道の補助金制度に「新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援）」があり5月に補助事業計画書を提出したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ヒアリングが通常時よりも1カ月半程度遅れ、8月下旬に事業承認を受け、その後9月に補助金交付申請書を提出、10月中旬に交付決定通知書を受領となり、その後着手ということから、当初の見込より5カ月程遅れることによるもの。また、現在も新型コロナウイルス感染症拡大が進行しており、その対策も必要となったことから、当初予定されていた温浴施設内容について再検討を行うとの話も聞いている。また、今後のスケジュールについては、当初（令和3年4月施設開業予定）より1年程度ずれ込むのではないかということで伺っている。

④道の駅エリアとして答弁するが、既に男爵ラウンジに今年作付し、収穫されたじゃがいもを購入いただき、利用されている。今後も農園で収穫された農産物が道の駅エリア内での利用が期待され、また、自然災害等発生時においては一時避難施設とし、道の駅と連携し協力していきたいとの話もいただいている。

⑤連絡通路は、お客様の利便性向上を目的とし、町道峠下2号線は、温浴施設が事業展開した際に交通量が増加し車両の通行安全確保を目的として本年度予算計上した。この経費は、町の負担となるが、国及び道の交付金等の特定財源の確保に努め事業を実施している。

Q 熊を目撃等した場合には何処に通報するのが最も良い方法か。

A【環境生活課長】

役場の方に一報して貰うと非常に助かる。守衛の所にもマニュアルの連絡票（何時・何分、誰からの連絡か等を引き継げるもの）を設置、夜間でも携帯で担当に連絡し、そこからすぐ出動する形もとれるので、役場の方に連絡してもらうのが一番よいかと思う。

【その他の質問事項】

「『道の駅ななえ』の運営等について」、「民間企業の財務情報等を公表することについて」、「税金等の『特別徴収』制度について」、「『認知症の人に優しいまちづくり条例』の制定について」

Q 立地適正化計画をどうまちづくりに織り込むのか
A 市街化区域以外の区域の活性化計画等の創設を求めていく

田村敏郎 議員

Q 町は、先般町民に対し「立地適正化計画」の説明会を開催し、令和3年3月には計画を決定し、公表に向け進めている。

これは、今後人口減少や少子高齢化が更に進むと、生活を支える上下水道や道路などの公共施設や生活サービス施設、公共交通の維持が困難となる事が予想されるためとしている。

対象となるのが本町地区、大中山地区の市街化区域で、都市機能誘導地域は居住誘導区域内のうち徒歩圏600メートルを設定するなどしているが、その為に新たな規制をしなければならないなど町民生活に支障が生じるのではないかと危惧する。これからのまちづくりにこの計画をどうするのか町長の所見を伺いたい。

A【都市住宅課長】

懸念事項である老朽化の著しい公共施設の集約などを考慮した施設改築などを視野に入れ、利便性の良いコンパクトなまちづくりをしたい。

Q【再質問】

大沼、藤城、峠下地区など、バランスの取れたまちづくりが課題であると思うが考えを伺いたい。

A【町長】

市街化区域以外の区域も活性化できるような、例えば農村活性化計画あるいは観光地活性化計画の様な町の活性化ができる制度を創るよう国、道に訴えたい。

Q コロナ禍での昆布館の撤退は峠下地区はもとより、七飯町にとっても大きな痛手となったが、一方では峠下地区にラッキーピエロ、パークゴルフ場、道の駅、ザ・ダンシャクラウンジがあり、更に「峠下温浴施設」が加われば地域振興のみならず町の観光の目玉になり得ると期待している。そこで次の点を伺いたい。

①許認可等はどうなっているのか。

②七飯町準都市計画の特定用途制限地域内であるが問題ないか。

③町は、2億円近い経費で道路を改修する様だが、その事業名と理由、そして財源内訳はいくらか。

④町からの補助金はあるのか。

A【都市住宅課長】

①・②令和2年4月28日に開発行為の許可、6月18日付けで、建築承認申請を承認している。また、準都市計画区域の特定用途制限地域内の流通工業地区エリアで、現在予定されている施設については問題ない。

A【農業委員会事務局長】

①令和2年4月24日付けで、農地転用行為が許可されている。

A【土木課長】

③峠下2号線道路改良事業で、改良理由は車両通行の安全確保である。財源は、国の交付金1億1千760万円、町の起債7千56万円、一般財源が784万円となる。

A【民生部長】

④合併処理浄化槽設置補助金が対象となるが、事業者が施設内容を再検討しており、その規模が決まってないので回答できない。

A【経済部長】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で会議などが開けず計画が遅れた。温浴施設内部を再検討する必要があり、当初より一年程度遅れる見込みである。

減らそうゴミ！ 増やそう資源！

各常任委員会活動報告（要旨掲載）

令和２年第４回定例会において各常任委員会から報告のあった所管事務調査の結果について、次のとおりお知らせします。

経済産業常任委員会

査項調事 コロナ禍における農畜産物の生産状況と商工観光の経済・雇用の実態とその見通し（前年比）について

報告書全文は町ＨＰへ

調査の目的

コロナ禍における農畜産物の生産状況、商工業、観光業、経済、雇用の実態や今後の見通しを把握するため、調査を行った。

調査事項のまとめ

コロナ禍における農畜産物の生産状況、商工、観光の経済・雇用の実態について、９月末現在の状況を調査したところ、野菜については全体的に価格が高値で推移しており、花卉については春先に一部の農業者が影響を受けたものの、外国からの輸入がないことから、価格が高値で推移するなど、新型コロナウイルス感染症の影響は、少ないものと考えられる。町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた農業者に対して、町独自の給付金を設ける予定である。

雇用の状況については、有効求人倍率が下落傾向にあることから、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているものと推察される。

消費を喚起、下支えするため実施し、好評を博したクーポン券発行事業

しかし、町内の中島工業団地にマスク工場が稼働するなど明るい兆しもある。

また、経済、観光の状況については、持続化給付金などの国や道の施策に加え、クーポン券発行事業、団体旅行支援事業をはじめとした町独自の施策が行われているが、基幹産業である観光業をはじめとして、今後も継続した対策が必要と考えられる。

報告時点においては、道内の新型コロナウイルスの感染状況は拡大傾向にあり、今後も情勢に十分注視し、適時適切な対応を行っていただくよう申し添え、委員会報告とする。

総務財政常任委員会

査項調事 地域公共交通について

報告書全文は町ＨＰへ

調査の目的

地域公共交通のこれまでの経過や現在の取組状況、今後の予定等を把握するため、調査を行った。

委員の派遣

事務調査のため、委員の派遣を行った。

派遣先：松前郡福島町、上磯郡知内町

調査事項のまとめ

地域公共交通について調査を行った結果、法改正によって市町村は、地域公共交通計画を策定するよう努めなければならないと規定された。当該計画の作成及び実施に向けて、法定協議会を設置する必要があることから、令和２年第４回定例会に法定協議会への移行に必要な補正予算を計上することとなり、本年度中には法定協議会を開催する予定などの今後の方針等についても示していた。

知内町で運行しているデマンドバス

既にデマンドバスを運行している福島町及び知内町においては、本格運行の開始までに、利用者のニーズを十分に調査しており、当町でも実証運行の際や、本格運行に至るまでには、きめ細かな住民ニーズの把握に努めていただきたい。

昨今の厳しい財政状況を踏まえると、実証運行、本格運行に向けては、国庫補助金などの特定財源の確保を行った上で実施することを強く望むものである。

いずれにしても、委員会の中では今後の予定についても示していたことから、法定協議会の設置後は、本格運行に向けたスケジュールを明確にし、速やかに議論を重ねていき、来年の秋又は冬には実証運行ができるよう、スピード感を持って進めていただくことを望み、委員会報告とする。

手続は簡単！

本会議傍聴のご案内

❶ 傍聴人受付票に記入

新型コロナウイルス感染症対策として検温や体調の確認を行っておりますので、ご協力をお願いします。

❷ 傍聴席へ

新型コロナウイルス感染症対策として傍聴席の席数を制限しています。会議中はお静かに傍聴願います。

定例会・臨時会出席状況一覧表

	議員名 / 開会日	横田 有一	神崎 和枝	平松 俊一	池田 誠悦	田村 敏郎	稲垣 明美	畑中 静一	長谷川生人	上野 武彦	坂本 繁	澤出 明宏	中島 勝也	川村 主税	中川 友規	若山 雅行	川上 弘一	青山 金助	木下 敏
第４回臨時会	11月24日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第４回定例会	12月８日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月９日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月10日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第５回臨時会	12月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※判定　○＝出席、×＝欠席、△＝遅参・早退・中座、公＝公務、忌＝忌引

令和３年 定例会の開催予定

第１回定例会　３/２～（火）　新年度予算を審議します

第２回定例会　６/７～（月）

第３回定例会　９/７～（火）　前年度決算を審議します

第４回定例会　12/７～（火）

上記の日程は、変更になる場合がありますので、お手数ですがホームページでご確認いただくか、議会事務局へお問い合わせください。

議会事務局からのお願い

議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので、直接議会事務局にお送り下さい。

◆送付先　七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長　あて

◆電　話　65－5947（直通）

第４回定例会の会議録は、４月下旬以降に議会事務局で閲覧することができます。七飯町議会のページからも閲覧することができます。

七飯町議会　会議録

特別委員会報告（議会活性化特別委員会中間報告）

令和元年９月２５日第３回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

報告書全文は町ＨＰへ

1 調査の経過及び内容

(1) 令和元年9月25日に第1回目の委員会を開催し、委員長に中島勝也委員、副委員長に上野武彦委員をそれぞれ互選した。

(2) 令和元年11月13日に第2回目の委員会を開催し、前期からの申し送り事項について確認を行った。今後の議会活性化に関する検討事項については、各会派で検討し、次回の委員会において報告することとした。

(3) 令和元年12月16日に第3回目の委員会を開催し、今期の協議事項について各会派からの意見を集約した。

各会派の意見を集約した結果、今期の協議事項としては、①議員研修視察の見直し、②正副議長の2年交代、③議会だよりの簡素化、④本会議のインターネット配信、⑤議員定数と議員報酬、の5点を協議することに決定した。

(4) 令和2年1月15日に第4回目の委員会を開催し、はじめに、前回の委員会において決定した協議事項に関して優先的に取り組む事項の協議を行った。

特別委員会としては、はじめに、議員研修視察の見直し、正副議長の2年交代について取り組むこととし、その後、議会だよりの簡素化、本会議のインターネット配信、議員定数と議員報酬について取り組むこととした。

委員からは、議員研修が隔年となった経緯、全道の町村の議員研修の実施状況・予算額等、全国の市町村での正副議長の任期の状況、インターネット配信に要する費用、議会だよりの決算額に関する資料の要求があった。

(5) 令和2年2月3日に第5回目の委員会を開催し、議員研修視察については、研修視察の推移、旅費積算の推移等の資料をもとに協議を行った。

委員からは、研修視察を毎年実施するという意見と隔年で実施するという意見があったため、道内の町村議会の研修視察の実施状況の資料が揃い次第、改めて議論をすることと決定した。

正副議長の2年交代については、全国の市町村での正副議長の任期の状況に関する資料を提出したが、資料の内容については検討を要することから、各会派で内容を精査して、次回の委員会までに意見をまとめることとした。

(6) 令和2年4月9日に第6回目の委員会を開催し、正副議長の2年交代について、前回提出された資料をもとに検討された内容について協議を行った。各会派において検討された意見は次のとおりである。

各会派において検討された意見

- 首長が４年任期であるのに対し、議長が１年あるいは２年で交代するということはあまり好ましいものではない。地方自治法の規定のとおり４年で良い。
- 多くの議員に議長を経験する機会、能力があれば公平にチャンスを与えるということができ、議員活動、議会運営に十分生かすことができる。２年又は１年で行っている議会もあり、４年に固執する必要がない。
- 地方自治法で議長の任期は議員の任期によるとなっている。議長職は、経験をさせる場ではなく、議員の中で適格だという方がなるべき職である。
- 法律で２年制について明確に禁じられてなく、他市町村での実施例もある。２年ごとの選挙で緊張感のある議会運営が期待できる。選挙方法、立候補制、所信表明等の検討も十分意義があり、検討をしていきたい。
- 地方自治法上は、４年任期が基本になっている。議事運営に習熟していることが求められている。執行部との関係においても、対等な関係が求められるため、２年では難しい。
- 議事運営上で対応できる権限と識見、議事運営の習熟、短期交代は議長職の形骸化、正常な議会運営の確保ができない、代表性と指導性を弱める、対執行機関での地位の低下、権威の失墜の点が４年のメリットと考えたが、これらについては、２年だからできないということはない。
- ２年やって、その成果が公平・公正に行われているか、そういう評価を下す場が必要。２年間の活動の評価をし、信任されるのであれば４年務めてもらう。問題があれば２年で代える仕組みが必要。
- ２年の公約を出してもらって、その公約がどのくらい実施されているか、議長職としてどのような評価をされるかという２年ごとの評価をするべき。

以上の意見を踏まえ、議論が交わされたが、合意点を見出すことができないことから、次回までに再度、各会派において検討を重ねることとした。委員からは、正副議長が2年で交代している自治体の運用方法、申し合わせ事項等に関する資料の要求があった。

(7) 令和2年5月22日に第7回目の委員会を開催し、正副議長の2年交代について、委員会における協議事項に関する北海道町村議会議長会の見解、正副議長が2年で交代している自治体の運用方法、申し合わせ事項等の資料をもとに協議を行った。

委員会における協議事項の正副議長の任期は、地方自治法第103条第2項により「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と定められており、これに反する条例・規則の制定は法律に反する条例・規則となる。したがって、そのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできない、との北海道町村議会議長会の見解が示された。

このことを踏まえ、委員会で協議をした結果、当特別委員会において正副議長の2年交代については、調査は可能であるものの、審議、審査はできないものと判断し、今後は、議員全員協議会又は会派代表者会議において議論することと決定した。

(8) 令和2年8月20日に第8回目の委員会を開催し、議員研修視察の見直しについて、道内の町村議会の研修視察の実施状況に関する資料をもとに協議を行った。資料をもとに改めて各会派において、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会派、議員全員とそれぞれのテーマごとの視察のあり方について検討することとした。

(9) 令和2年10月19日に第9回目の委員会を開催し、議員研修視察の見直しについて協議を行った。はじめに、議員研修視察のあり方について、各会派からは、議会運営委員会、特別委員会については現状どおりの意見が多数であり、会派等の視察については難しいとの意見が多数であった。また、常任委員会に関する意見については、次のとおりである。

各会派において検討された意見

- 隔年実施とする。現行の予算額では、関東以南への研修は困難であることから、上限を１８万円から２０万円とする。
- 毎年実施し、道外２回で予算額は１５万円まで、道内２回で予算額は１０万円までとする。
- 現在の隔年実施で予算額１０万円でも更に工夫をすれば充実した内容の研修が可能である。今考えるべきことは、現在の予算の範囲内で更に有意義な視察を目指すことであり、交通費や滞在費などを極力かけない視察先の検討を先行させることが肝要である。
- 現行どおり隔年実施。全国的な範囲で先進地視察を考えていくことが必要であり、予算額は１５万円から２０万円程度に引き上げるべきである。
- 毎年実施し、予算額については１３万円を上限とする。令和３年度から実施する。
- 視察は必要な範囲で、時期的にも的確にタイムリーに行われるべき。予算枠は現状を維持した中で、行き先や回数を決めるのではなく、その都度各常任委員会で検討する。
- 毎年実施する。

以上のとおり、回数や金額に様々な意見があったが、回数については、現状どおり隔年での実施と決定した。しかし、予算額については合意点を見出すことができなかったことから、予算額10万円、15万円、20万円のいずれにするかを採決した結果、賛成多数で20万円とすることに決定した。

(10) 令和2年11月9日に第10回目の委員会を開催し、副町長に出席を求め、これまで検討してきた議員研修視察の見直しに関して情報提供を行った。

副町長からは、1人当たり10万円の予算で、隔年での実施となってから15年が経過し、その間の人件費、宿泊費、交通費などの上昇を踏まえると、現状の予算額では、議員研修の所期の目的を達成することは難しいことは認識しているものの、来年度の税収減や地方交付税の減少が見込まれる中、一度に10万円から20万円に増額するのではなく、段階的に増額してはどうかとの提案もされた。

しかし、委員会の総意として上限を20万円とすることを改めて確認した。

また、令和2年第4回定例会において中間報告を行うことを確認し、報告書へ記載する事項の確認を行った。

(11) 令和2年11月24日に第11回目の委員会を開催し、令和2年第4回定例会で報告する中間報告書の確認を行った。また、今後の協議事項についての確認を行い、本会議のインターネット配信については、実施することに決定した。

2 まとめ

以上がこれまでの調査活動である。

はじめに、議員研修視察については、実施回数は現状のまま隔年での実施となるが、令和3年度からの予算額については上限を20万円とすることに決定した。

次に、正副議長の2年交代については、調査を重ねてきたが、特別委員会での調査は可能であるものの、審議、審査を行うことができないため、今後は、議員全員協議会又は会派代表者会議において議論することと決定し、現在、会派代表者会議で議論を進めている。

今後の委員会活動は、本会議のインターネット配信の実施に向けた内容の検討を行い、また、議会だよりの簡素化、議員定数と議員報酬などを検討するため、調査を継続することとして、中間報告とする。

各委員会（常任委員会、特別委員会）の活動状況は、七飯町議会のページに掲載しています。

七飯町議会　委員会活動

減らそうゴミ！ 増やそう資源！